(国土交通委員会)

都 市 緑 地 保 全 法 等 の 部 を 改 正する 法 律 案 $\overline{}$ 閣 法 第 四 号)(衆 議 院 送 付 要旨

本 · 法 律 案 は、 都 市 に お け る 緑 地 の 保 全 及 び 緑 化 の 推 進 並 び に 都 市 公 袁 の 整 備 を 層 推 進 ŕ 良 好 な 都 市 環

境 の 形 成 を 义 る た め、 所 要 の 措 置 を 講じようとする ŧ の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の ۲ お りで あ

- 一、都市緑地保全法の一部改正
- 1 法 律 の 題 名 を 都 市 緑 地 法 に 改 め ತ್ತ
- 2 緑 地 の 保 全 及 び 緑 化 の 推 進 に 関 す る 基 本 計 画 の 計 画 事 項 に 地 方 公共 4 体 の 設 置 に 係 る 都 市 公 袁 の 整
- 備 の 方 針 そ の 他 保 全 す ベ き 緑 地 の 確 保 及 び 緑 化 の 推 進 の 方 針 に 関 す る 事 項 を 追 加 す る。
- 3 都 道 府 県 は 都 市 計 画 に 緑 地 保 全 地 域 を 定め ることができるも の ح 当 該 地 域 内 に お L١ て 建 築 物 そ
- の 他 の I 作 物 の 新 築、 木 竹 の 伐 採等 を行おうとする者は、 あ 5 かじ め 都 道 府 県 知 事 に そ の 旨 を 届 け 出 な
- ければならないものとする。
- 4 市 町 村 は、 地 X 計 画 等に定められ た 現 に 存する樹 林 地、 草 地 等 の 区域 につい て、 条 例 で、 当 該 X 域 内
- に お け る 建 築物その 他 の工作 物 の新 築、 木竹の伐採等の行 為につい て、 市 ĦŢ 村 長 の 許 可を受け なけ れ ば

ならないこととすることができるものとする。

5 市 町 村 は 都 市 計 画 に 緑 化 地 域 を定め ることができるも のとし、 当 該 地 域 内 に お L١ て Ŕ 敷 地 面 積 が

定 規 模 以 上 の 建 築 物 の 新 | 築等をしようとする者は当該 建 築物 の 緑 化 施 設 の 面 積 の 敷 地 面 積 に 対 す る 割

合 以 下 緑 化 率 とい う。) を 都 市 計 画 に 定 め 5 れ た 緑 化 率 の 最 低 限 度 以 上 で な け れ ば な 5 な しし

も

のとする。

ま た 市 町 村 ば 地 $\overline{\times}$ 整 備 計 画 等 に 定 め 5 れ た 建 築物 の 緑 化 率 の 最 低限 度 を、 条 例 で、 建 築 物 の 新 築

等に関する制限として定めることができるものとする。

一、都市公園法の一部改正

1 公 袁 管 理 者 以 外 の 者 が 公園 施 設を設 置 することができる場合として、当 該 公園 管理 者以 外 の 者が 設 け、

又 は 管 一理 す ることが当該 都 市 公 袁 の 機 能 の 増 進 に 資すると認めら れ る も の を 追 加 す

2 借 地 方 式 による都 市 公園 に つ ίI て、 当該賃貸借契約が終了し た場合等を、 都 市 公 袁 の 保存 の 例外とす

る。

3 都 市 公園 の X 域 を立体的区域とすることのできる立体都 市 公 袁 の 制 度 を創 設 する。

4 公園 管理者が必要な 措置を命ぜられるべき者を確知することができない ためその措置を自ら行っ た 場

合にお ١J て、 当 該 措 置 に 係る工 一作物等 を保管 L な け れば な らない も のとする ほ か、 公示、 売 却、 代 金 の

保管、廃棄等の手続を整備する。

Ę 首都圏 近 郊 緑 地 保 全 法 及 び 近 畿 巻 の 保 全区域 の 整 備 に 関 する法律 を改 正 Ų 地 方公共団体等 が 土 地 の 所

有 者等と 管理 協 定 を締 結 して当 該 協 定 に 係 る 緑 地 の 管 理を行うことができる制 度 を 首 都 巻 及 び 近 畿 巻 の 近

郊緑地保全区域に創設する。

四 都 市 計 画 法 を 改 正 L 地 X 計 画 等 の 法 定 計 画 事 項 に 建 築 物 の 緑 化 率 の 最 低 限 度 及 び 樹 林 地

に 関 す る 事 項 を 追 加 す る ほ か、 そ の 他 所 要 の 改 正 を行う。

ゼ こ の 法 律 Ϊį 公布の日 から起算 して六月を超え な ١J 範 井 内 に お 11 て政令で定める日から施行する。

草

地

等

の

保

全